

J-SOX FLASH REPORT

重要な欠陥の適時開示制度の導入

東京証券取引所が内部統制報告書の提出に係る適時開示を要請

January 20, 2010

東京証券取引所(以下「東証」)は、昨年末に「「上場制度整備の実行計画 2009(速やかに実施する事項)」に基づく業務規程等の一部改正について」を公表した。その中で、「内部統制報告書の提出に係る適時開示」制度を導入している。具体的には、上場会社に対し、「**内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示する**」ことを求めている。この取扱いは、2010年3月1日以後終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用される。

東証は当初、適用初年度から重要な欠陥の適時開示を求めることを想定していた(2008年1月29日公表の「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を参照)。しかし、「制度導入当初から「重要な欠陥」等に係る適時開示を求めることとした場合は、かえって投資者の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねない」と考えることから、「重要な欠陥」等に係る適時開示については導入当初から求めることはせず、今後の制度の実施状況等を見ながら、適時開示の実施時期を検討(「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について)として、適用初年度における重要な欠陥についての適時開示制度の導入は見送られた。2009年3月期決算の

会社においては、重要な欠陥がある旨の内部統制報告書を提出した会社が2%相当に過ぎなかったこともあり、適用2年目からの導入に踏み切ったのではないかと推測される。

適時開示する内容については特に示されていないが、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について」に内部統制の状況に係る適時開示についての東証の考え方が示されている。そこでの記載を参考にすれば、

- ✓ 「重要な欠陥」等が存在することやその概要
 - ✓ 実施した改善策
 - ✓ 今後の改善方針・改善策
 - ✓ 財務諸表等の欠陥を意味するものではないこと
- などが、適時開示する内容と考えることができる。

重要な欠陥が存在するか否かは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況評価の結果特定された不備を、重要性と財務諸表の虚偽記載をもたらす発生可能性を検討して判断することになる。実務的には、監査人との協議の上で重要な欠陥に該当するのかが否かを決定することが想定される。それを受けて、社内で重要な欠陥がある旨の内部統制報告書を提出することを意思決定し、その時点で遅滞なく適時開示を行うことになるであろう。